入室申請時チェックシート

第1希望の児童クラブ名	児童クラブ
児童氏名・学年	（令和8年4月時点：　年生）

1　以下の項目を確認いただき、該当する□にチェックをお願いします。

※ なお、申し込み状況によっては、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

設問		回答欄	
1	父母の状況について、該当する□にチェックを入れてください。 また、「別居」「いない」に該当する方は、カッコ内の該当事由に〇をつけてください。	父	□ 同居 □ 別居（ 離婚調停中 ・ 単身赴任 ）
			□ いない（ 離婚 ・ 未婚 ・ 死別 ）
		母	□ 同居 □ 別居（ 離婚調停中 ・ 単身赴任 ）
			□ いない（ 離婚 ・ 未婚 ・ 死別 ）
2	≪小学校区に2つ以上の児童クラブがあり、**2人以上の兄弟姉妹**で児童クラブに申込みした方のみ回答してください。≫ 兄弟姉妹の入室希望について、該当する□にチェックを入れてください。		① □ 兄弟姉妹で**同じ児童クラブへの入室のみ**を希望する。 （低学年優先で入室審査を行うため、上のお子様が、保留（待機）になる可能性があります。また、兄弟で第1希望以外の児童クラブに入室となる可能性もあります。） ② □ 小学校**内外問わず**、兄弟姉妹で**別の児童クラブに入室でもよい**。 ③ □ 小学校**内の**児童クラブであれば、兄弟姉妹で**別の児童クラブに入室でもよい**。※児童館は希望しない。 （小学校内の児童クラブが定員に達している場合、低学年優先で入室審査を行うため、上のお子様が、保留（待機）となる場合があります。）
3	**≪設問2で①を回答した方のみ**回答してください。≫ 上のお子様が、下のお子様と**別の**児童クラブ**のみに**入室できる場合、どのように入室を希望しますか。該当する□にチェックを入れてください。 ※1年生は小学校内の児童クラブのみ入室可。		① □ 下のお子様と同じ児童クラブのみ希望する。 （上のお子様は保留となります。） ② □ 下のお子様も上のお子様と同じ児童クラブへ入室を希望する。
4	≪**設問3で②を回答**した方で、**下記小学校区の方のみ**回答してください。≫ **（石原小、熊谷東小、籠原小、大幡小、熊谷西小、成田星宮小、桜木小）** **上のお子様が**小学校**外の**児童クラブ（児童館）**のみに**入室できる場合、どのように入室を希望しますか。該当する□にチェックを入れてください。 ※1年生は小学校内の児童クラブのみ入室可。		① □ 小学校**外（児童館）の**児童クラブで、兄弟姉妹の入室を希望する。 （**下のお子様も**小学校**外の（児童館）**児童クラブを希望する。） ② □ 小学校**内で、同じ児童クラブのみ**入室を希望する。 （下のお子様を小学校内の児童クラブに入室とし、上のお子様は小学校内の児童クラブで保留（待機）を希望する。）※児童館は希望しない。
5	≪現在、**育児休業中**の方は回答してください≫ 下のお子様の保育所（園）の結果が保留となってしまった場合、該当する□にチェックを入れてください。		□ 親族や認可外保育施設に預けて復職する。 ⇒利用可能となります。 □ 保育所（園）に入所できるまで待つ。 ⇒最長2か月間は児童クラブに在籍可能ですが、育児休業期間中は児童クラブを御利用できません。入室決定後、休室の届出をお願いします。また、保育所（園）の結果については児童クラブへ随時御報告ください。

裏面あり

２ 以下の項目を確認いただき、該当する□にチェックをお願いします。

	確認事項	同意(確認)しました
1	児童クラブ入室申込書に、入室を希望する全ての児童クラブ名を記入しましたか。 ※ 記載が無い児童クラブは審査対象外となります。特に新年度（4月）の一次審査申込み時に、小学校外の児童クラブ（児童館等)の希望が無い方は、二次審査以降に希望されても入室できない可能性がございます。	□
2	児童クラブ入室申込書の入室希望日は、お間違いないですか。 ※ 新年度入室の申込みは、4/1～3/31としてください。年度途中の申込みの際は、申請書提出日から入室審査に２週間程度のお時間をいただきます。	□
3	【児童クラブ入室申込書の記入について】 住所は番地・部屋番号まできちんと記入しましたか。	□
4	【児童クラブ入室申込書の記入について】 同居の方等のお名前は全員記入しましたか。	□
5	【児童クラブ入室申込書の記入について】 申請児童以外の兄弟姉妹は全員記入しましたか。 （兄弟姉妹で入室していると兄姉の保育料が1/2になりますが、申込書に兄弟姉妹の記入が無いと、正しく保育料が算定できない場合があります。）	□
6	【児童クラブ入室申込書の記入について】 住所変更の予定がある場合は、新住所を記載し、余白に引っ越し予定日及び現住所を記入しましたか。	□
7	御自宅・就業先に対する電話や訪問等の方法により、お申込みいただいた内容を確認させていただく場合がございます。	□
8	児童クラブの利用申込みに当たり、毎月の保育料については、必ず納入期限内に納付することを確約します。	□
9	正当な理由なく児童クラブ保育料を滞納している場合、入室審査の際に優先順位が低くなります。至急、保育課または各行政センターにて納付してください（現在児童クラブを退室している兄弟姉妹の保育料も含みます。）。	□
10	入室期間中は、児童クラブの利用が無くても、保育料が発生いたします。 ※ 児童クラブを1か月の全て（月の1日から月末まで）欠席する場合は、その月の児童クラブ保育料が免除になります。当月の10日までに、異動届及び減免申請書を、児童クラブまたは保育課に提出してください。	□
11	入室決定後、傷害保険（スポーツ安全保険）に加入していただきます。保険加入に当たり、児童の氏名、性別、年齢等を保険会社に提供することに同意いたします。	□
12	入室を辞退された場合でも、傷害保険（スポーツ安全保険）加入の手続きが済んでしまった場合は、保険料を徴収させていただきます。（返金はできません。）	□
13	申請書類等の内容に変更があった場合（住所変更、氏名変更、家族の増減、勤務先・勤務時間の変更等）は、必ず入室している児童クラブへ御連絡ください。	□
14	児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者の方が事前に児童クラブへ連絡してください。	□
15	下のお子様のならし保育で保護者が自宅にいる場合は、児童クラブは御利用いただけません。	□
16	施設や施設内の備品を破損した場合は、弁償していただくことがあります。	□
17	児童クラブは集団生活の場です。児童クラブの決まりを破ったり、秩序を乱したり、支援員の指示に従えない場合は退室していただくことがあります。	□
18	育児休業期間中は児童クラブを御利用いただけません。	□

裏面あり